令和 6 年 １０ 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
9月12日の総務建設水道常任委員会傍聴の際受けた恫喝および傍聴ルールについて	1.傍聴者に、傍聴ルールのわかりやすい説明と、なぜそのルールが必要かも説明してください。合理的で時代に合ったルールでないなら改正を検討したうえで新たに傍聴ルールを定めてください。その際に町民の意見や他自治体の傍聴ルールも参考にしてください。 2.音も出さない短時間の操作でもスマートフォンの使用を一切、許さないというなら、誰もが納得できる合理的な理由を示してください。 3.現島本町議会規則は今の時代に合っていません。時代錯誤の古いルールは、誰もが納得でき、今の時代にふさわしいオープンでわかりやすいルールに改定してください。その際、町民の意見をしっかり聞き、先進的な他自治体の規則を参考にして取り入れてください。（スマートフォンの機能は多岐にわたり常に携帯することは一般的に誰もが必要としており通常のことです。議場、委員会室等に入場する際は、マナーモードにし、録音、撮影および録画が必要であれば許可を取る。というのが妥当ではないでしょうか。） 4.●●委員長の傍聴者へのハラスメントに値する対応について謝罪を求めます。 5.傍聴席での携帯電話の使用を制限するならば、直接傍聴に行かなくても済むようにすみやかに議会および委員会のネット中継・ネット配信を行ってください。もしくは、新庁舎が完成したら即刻ネット中継を行ってください。島本町議会からの誠意ある回答をお願いします。	１．島本町議会では、全国町村議長会が作成した「標準町村議会傍聴規則」をもとに、「島本町議会傍聴規則」（以下「規則」という。）を定めており、委員会もこの規則に準じております。議会や委員会におきまして、会議の秩序を維持するために総合的に判断して、14人の議員による合議により、「傍聴席に入ることができない者」や「傍聴人の守るべき事項」等を規定しております。 ２．スマートフォンや携帯電話（以下「携帯電話等」という。）の携行については、規則には具体的に示されておりません。しかしながら、携帯電話等は、通話機能だけでなく、音声録音機能、映像録画機能、写真撮影機能をはじめ様々な機能を有しており、それらの機能は、規則第5条第1項第4号で定めている、傍聴席に入ることができない者が携帯している携行品の機能と合致します。そのため、傍聴人が携帯電話等をどのように使用しているのか判別が難しいこと、紛らわしい行為があった場合、その都度確認することは、現在の議会事務局の職員数では困難であるだけでなく、議会や委員会の円滑な運営に支障を来すことから、傍聴席における携帯電話等の使用を控えていただく、また、どうしても使用しなければならない場合は音声を放送しているロビーで使用していただくようお願いしております。 ３．現時点で規則の改正の有無について明言できないため、お答えしかねます。ご了承願います。 ４．本人に申し伝えるとともに、いただいた内容を全議員に周知しております。 ５．町議会のインターネット中継については、現在進められている役場庁舎の建て替え後に実施することで合意しているところです。	議会総務課

令和 6 年 １０ 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
中学校生徒への殺害予告に対する対応について	昨日、2024年10月1日に、島本町立の中学校に対して殺害予告があり、地域の中学校および小学校の臨時休校がありました。 上記の件について、小学生の子を持つ親として島本町の対応をお伺いしたいです。 ・本件について警察への届け出は行っているのか。※他の地域では同様の事件が起こった場合、警察への通報を行い犯人逮捕に至っているケースが多数あります。 ・翌日から通常登校に戻ると聞いていますが、こういった事件の場合、どのような判断基準で臨時休校が解除されるのか。※わざわざ臨時休校として途中下校させているのに、翌日からは通常登校で問題なしとなる判断基準を知りたいです。	本年10月1日に発生した事案につきましては、当該校から直ちに警察へ通報し、情報共有及びパトロールの強化を依頼済みです。また、事案発生後、町内の小学校及び中学校におきましては、臨時休校は実施せず、各学年の予定されていた下校時間に合わせ、教職員が通学路の要所に立ち、監視を実施する等の措置を実施しながら複数人で下校する措置を行いました。 本事案につきましては、高槻警察署から、電話を架けた者の特定に至ったとの報告を受け、通常対応といたしました。 今後も同様の事態が発生した際には、児童生徒の安全を最優先に考え、対応してまいります。	教育推進課

令和 6 年 10 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
緊急のお知らせについて	本日、中学校で殺害予告の事件がありましたが、保護者あてへの連絡のみで、町民に対する注意喚起は一切ありませんでした。なぜか他の市町村に通わせている幼稚園の方がきちんと情報を把握されていて、連絡してくださりました。町の危機管理どうなっているのでしょうか。 先日の地震速報も近隣の市町村からはすぐに配信（対策についても具体的でわかりやすく避難指示など細かに説明してくださりよくわかりました）がありましたが、島本町からは簡易で注意してくださいのみ。しかも、配信が遅れて届くので、緊急の時は町からの指示は形式的なだけで何も役に立たないと感じました。 今回もしかり、命に関わるような町民が把握しておくべき緊急事態はきちんと周知をしてください。 町長をはじめとして、様々なケースをあらかじめ考え、対策が浮かばないなら、よその地域の取組みをもう少し視察参考にされるなど動いてもらえるとありがたいです。	【住民への広報について（担当：政策企画課）】 令和6年10月1日に本町中学校において、生徒に対する殺害予告の電話を受けた事実につきましては、当日中に教育委員会から報告を受け、広報を所管する総合政策部において、住民への周知について速やかに協議をいたしました。危機管理上は、児童生徒の安全確保が第一であり、保護者への周知のほか、教育委員会において警察に通報しパトロールの強化を依頼するとともに、教職員等による警戒態勢をとりつつ下校させるなど、児童生徒の危機管理を適切に行っていることから、その時点での住民全体へのお知らせについては、かえって混乱を招くのではないかとの判断に至り、当日中の情報発信は行いませんでした。 しかしながら、翌10月2日にも同様の事案が本町小学校において再度発生したため、相次ぐ事案の発生に住民の周知が必要であると判断したため、当日16時26分に島本町公式LINE、16時30分にしまもとタウンメールにより情報発信を行ったものでございます。 今後も同様の事態が発生した際には、児童生徒の安全を最優先に考え対応してまいりますとともに、事案の状況に応じて、都度、住民の皆様への情報発信を検討・判断してまいります。この度は貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。 【防災情報について（担当：危機管理室）】 防災情報については、防災行政無線や緊急速報メール、地上デジタルテレビ、町ホームページなどから緊急度に応じて多様な情報伝達媒体により住民の皆様方に発信しております。また、本年2月からは大阪防災アプリの運用が開始され、より高度で多くの情報が入手できるものになっておりますのでご活用いただきますようお願いします。	政策企画課、危機管理室

令和 6 年 10 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
議会（委員会）傍聴時のスマートフォンの利用について	●●議員の議会報告会にて、傍聴者のスマートフォン使用の制限（議員による注意）があったこと、議会運営委員会ではそれを承けて警備員設置の声が挙がったことを知りました。 現代ではほとんどの人がスマートフォンを携帯しており、警備の厳重な裁判所ですらマナーモードの設定・撮影録音の禁止しか求めていません。 何故島本町では誰にも迷惑をかけないスマートフォンの利用を制限するのですか。メモを取ったり検索をするのは普通の行為ですし、傍聴中に職場や家族と連絡を取ってはいけないという制限がなされること自体、個人の権利を侵害していると思います。 会話をするならロビーに出るのが当たり前ですが、メールを送ることで議会や事務局にどのような被害があるのですか。利用するなら傍聴するなという論理では開かれた議会を目指す姿勢があるとは到底思えません。より町民に身近な議会運営を目指すのがあるべき方向ではないのでしょうか。 何を問題にしてスマートフォンの利用を禁止しているのか教えて下さい。	島本町議会では、全国町村議長会が作成した「標準町村議会傍聴規則」をもとに、「島本町議会傍聴規則」（以下「規則」という。）を定めており、委員会もこの規則に準じております。議会や委員会におきまして、会議の秩序を維持するために総合的に判断して、14人の議員による合議により、「傍聴席に入ることができない者」や「傍聴人の守るべき事項」等を規定しております。 スマートフォンや携帯電話（以下「携帯電話等」という。）の携行については、規則には具体的に示されておりません。しかしながら、携帯電話等は、通話機能だけでなく、音声録音機能、映像録画機能、写真撮影機能をはじめ様々な機能を有しており、それらの機能は、規則第5条第1項第4号で定めている、傍聴席に入ることができない者が携帯している携行品の機能と合致します。そのため、傍聴人が携帯電話等をどのように使用しているのか判別が難しいこと、紛らわしい行為があった場合、その都度確認することは、現在の議会事務局の職員数では困難であるだけでなく、議会や委員会の円滑な運営に支障を来すことから、傍聴席における携帯電話等の使用を控えていただく、また、どうしても使用しなければならない場合は音声を放送しているロビーで使用していただくようお願いしております。	議会総務課

令和 6 年 1 0 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
サントリー山崎エコセンターの異臭について	10月に入ってからと思うのですが、毎日、サントリー山崎エコセンターの異臭、悪臭がかなり酷い。近くを通ってももちろんですが、100メートル以上離れた自宅でも、少し窓を開けていても、臭います。特に朝は、東風のせいか、出勤時、ドアを開けただけでかなりの臭いがします。頭が痛くなるような異臭ですので、人体に影響が出ないか心配です。 状況を調査して頂けないでしょうか。	本件は、サントリー株式会社山崎蒸溜所エコプラント（山崎1-9-2）における排水処理施設の不具合によるものです。 本町としましても、同社に指導を行っており、同社により、発生源にテント型の覆いを設置するなど臭気を外部に出さないようにする応急措置および設備工事を含む根本対策が行われています。 なお、10月15日より排水負荷の高い工程を伴う新たな生産を停止されていましたが、10月27日より数量を減らし、大幅に排水負荷を下げ、臭気異常の発生しない形で生産再開が行われています。 個別のご相談については、次の窓口までお問合せくださいますよう、お願いいたします。 【本件に関する問合せ先】 サントリー株式会社　山崎蒸溜所　電話　075-961-1234　受付時間　平日　午前9時30分から午後5時まで サントリーホールディングス株式会社　お客様センター https://www.suntory.co.jp/customer/	環境課
サントリー山崎の異臭について	ユニライフに住んでいます。 1ヶ月前ぐらいより、下水？汚物？の匂いがすごく、吐き気を感じることが多く、季節がよくなり窓を開けて寝ますが臭くて目が覚め気分が不快になります。ウンコの臭いが続いております。またマンションの造りなので玄関から臭いが逃げず本当に不快な毎日です。 どうにかなりませんか？ 夜散歩をして、サントリーの前が一番強烈な異臭です。 よろしくお願いいたします！		
JR島本駅-山崎駅間の異臭に関して	下水臭(硫黄臭)？のような臭いがここ数日強烈で嘔吐頭痛などの健康被害が出ています。 いつまでに調査していつまでに改善するか回答お願いします。		

令和 6 年 １０ 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
水無瀬川緑地公園の駐車場について	水無瀬川緑地公園の駐車場がわかりにくいです。 駐車場をみつけ、公園駐車場だと思って停めたところ近隣のマンションの月極駐車場だったらしく契約者と揉めました。 公園の駐車場を教えてもらいましたが、171号線から入る道には公園駐車場の案内看板もなく、ホームページにも駐車場の場所の記載は見つかりません。 またマンションの駐車場にも公園の駐車場ではないと記載はないのでわかりにくいです。 実際、何度も公園利用者が間違ってマンションの駐車場に停めているそうです。 間違えて駐車したこちらが悪いのですが、みなさん間違えるそうで、公園駐車場に正しく案内する、またはマンション駐車場に間違えて停めないようにするよう看板を立てるなどの対策はできないのでしょうか？	ご意見の内容につきまして確認いたしましたところ、水無瀬川緑地公園入口には、駐車場を案内する看板を設置しておりますが、遠方から水無瀬川緑地公園をご利用いただく皆様には分かりにくいものであることを認識いたしました。 そのことから、本町ホームページにおける当該駐車場位置図の掲載や、緑地公園住宅（町営住宅）駐車場内における案内板の設置等を検討いたしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	都市整備課

令和 6 年 10 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
特別職の職員の不適切な行為等に関する第三者調査委員会費と結果について	議員の配布物などで複数回取り上げられていた『教育長の不適切な言動に関する事案』は住民には何のことか分かりません。調査や報告会は住民には非公開でしたが、●●●議員の議会報告にあったように最終的に1167000円もの税金が使われたのであれば結果を開示して下さい。 ①結局中村元教育長の言動に非が認められたという事でしょうか？ ●●●議員の議会報告では住民訴訟と一括りにされていましたが、訴訟は住民の権利であり訴訟費用は原告の住民が負担して裁判の結果は公になります。第三者委員会の設置は議会が決定して税金で行われているのに、住民に結果が公表されなければ使途不明金と同じです。 第三者委員会の設置は議会決定であり、議員には説明責任があります。多額の税金を使った調査の内容や結果を有耶無耶にせずに公表して下さい。 ②そもそも『教育長の不適切な言動に関する事案』を明らかにすることにより、住民にどのような利益があるのでしょうか？税金の使い方として適切であると判断した根拠を教えて下さい。	【前文について】 御指摘の「教育長の不適切な言動に関する事案」につきましては、令和4年度にあった中学校の生徒指導事案に係る対応の過程で、前教育長が、校長との面談及び担当教諭らに対する事実確認の場において、校長及び教諭のそれぞれに対し不適切な言動を行ったというものでございます。 「教育長の不適切な言動に関する事案」に係る調査報告書につきましては、住民の皆様の「知る権利」を保障する観点から、情報公開条例に基づく閲覧等の請求において適正に対応させていただいております。なお、関係生徒やその保護者のプライバシー保護の観点から、調査報告書の公表は予定しておりませんので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。 【①について】 議員に関する部分につきましては町議会の所管に関することでありますため、町議会の担当部局から、別途回答を差し上げます。 【②について】 このたびの第三者調査委員会に関しましては、前教育長が不適切な言動を行ったことについて、町長が議会に報告した内容と、令和5年町議会9月定例会議の民生教育消防常任委員会での質疑において前教育長が行った答弁の内容に大きな差異があること等を主な理由に、同定例会議において賛成少数で令和4年度一般会計歳入歳出決算が不認定とされたこと、また、同定例会議において「教育長の『不適切』な言動の事実を明らかにすることを求める決議」が賛成多数で可決されたこと、これら議会での審議結果を踏まえまして、設置することとしたものでございます。 本町としましては、住民の代表である議会の意思として、決算不認定のほか、「町長及び執行部から事前に聞いた内容とは大きく差異がある」、「教育長が事実と異なる答弁をしたということであれば、議会の尊厳を揺るがす重大な問題」との理由により、第三者機関において事実を明らかにすることを強く求める旨の決議を頂いたことを重く受け止め、第三者による事実関係の再調査が必要なものと判断したものでございます。 したがいまして、今回、住民の代表である議会の意思に応じて第三者調査委員会による調査を行い、本町の行政運営の適正について説明責任を果たしたことにより、その後の議会からの信任に基づく行政運営の円滑な実施とこれによる住民福祉の増進の確保に資することができたものと認識しております。 （担当：人事課） 【①について】 町長が設置した第三者調査委員会が実施した調査について、議会側で内容や結果を公表することはできないものと認識しております。 （担当：議会総務課）	人事課、議会総務課

令和 6 年 １０ 月分

件名	内容（原則、原文のまま記載しています。）	町の回答	担当課
令和6年度青少年指導員研修会について	令和6年度青少年指導員研修会 昨日令和6年度青少年指導員研修会【目からウロコ！体験型！子どもたちとの関わり方　今と昔】 主催：島本町教育委員会 主管：島本町青少年指導員協議会 な参加受付を見ました。 内容として 子どもの距離感・子どもの接し方・どうしたら子どもに言葉が届くか・子どもに対する声かけの仕方・子どもを保護者がどう導いていくかなど、お子様がいる保護者の皆さんには聞いて欲しい内容です。と有ります。 タイトルは「令和6年度青少年指導員研修会」と内容が一致しません。 これは青少年指導員主催の研修会では有りませんか。 青少年指導員研修会ではは参加者が青少年指導員になりませんか。 分かり安くご説明下さい。	令和6年度青少年指導員研修会は指導員の研修と併せて住民の皆様にも学んでいただける機会となるよう実施するものであるため、この名称を使用しているのものです。	生涯学習課
東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線歩道植栽について	歩道に植えられている植栽の選定依頼 １．植栽の背が高くなり車から横断歩道を渡ろうとしている方の確認が取れない ＊青凌中学・高等学校バス停付近　非常に危険である。 （以前にこの横断歩道で事故が起こっています） ＊第三住宅～第四住宅間 ２．植栽が車道側、歩道側に広がり車道、歩道を狭くしている ＊自転車は植栽をさけるために車道中央側を走行しているケースが見受けられる 歩道側も同様であり非常に危険である ３．何故、名神高速道路の南側だけ選定するのか理由を知りたい	町域内の植栽の剪定につきましては、職員によるパトロールや、地域のみなさまからのご要望を踏まえ、順次実施いたしておりますが、例年、初夏から秋ごろの期間につきましては、町内全域において除草作業が繁忙となり、実施までに時間をいただいている箇所もございます。 ご要望いただきました東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線の歩道につきましては、11月中旬を目途に実施する予定といたしております。 また、名神高速道路南側の一部剪定しております箇所につきましては、地域の方のご好意により、手入れがなされているものでございます。 今後も、定期的なパトロール等により現地確認を行い、歩行者、自転車等の安全確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。	都市整備課